	に係る書類の受理及び当該書類の主務大臣への送付								
	5　同令第7条第2項の規定による災害復旧事業の事業費の決定の基礎となった設計の変更についての主務大臣への協議		○						
	6　同令第7条第3項の規定による災害復旧事業の廃止についての主務大臣への報告		○						
	7　同令第8条第2項の規定による市町村災害復旧事業に関し市町村に指示等をしたときの主務大臣への報告		○						
	8　同令第11条の規定による災害復旧事業の妥当の認定についての主務大臣への申請		○						
	9　同令第12条の規定による災害復旧事業費の国の負担金の率の算定等の事務を行った旨の主務大臣への報告		○						
十六　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（昭和26年建設省令第10号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第4条に規定する市町村の災害復旧事業に係る事業費の決定についての市町村長への通知			○					
	2　同令第5条に規定する災害復旧事業費に対する国の負担率の算定についての市町村長への通知			○					
十七　その他の事務	1　土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 (一)　鳥取港及び田後港に係る港湾整備事業及び海岸整備事業に係る工事（請負対象設計金額が1億円以上の工事に限る。）に係るもの			○					
	(二)　鳥取空港の整備事業に係る工事に係るもの			○					
	(三)　(一)及び(二)以外の工事（鳥取空港の維持管理に係る工事を除く。）に係るもの (1)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの			○					
	(2)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの イ　日野郡の区域に係るもの							○	日野総合事務所長
	ロ　イ以外の区域に係るもの			○					
	(3)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	2　営繕工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行（建築課の項の一の9の規定により鳥取土木事務所長、倉吉土木事務所長及び米子土木事務所長に委任された事務を除く。）			○					
	3　略								
道路課	一　道路法に基づく知事の権限に属	1及び2　略							
		3　同法第13条第4項		○					

十四　その他の事務	1　土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 (一)　鳥取港及び田後港に係る港湾整備事業及び海岸整備事業に係る工事（請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に限る。）に係るもの			○					
	(二)　鳥取空港の整備事業に係る工事に係るもの			○					
	(三)　(一)及び(二)以外の工事（鳥取空港の維持管理に係る工事を除く。）に係るもの (1)　請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの			○					
	(2)　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの							○	土木事務所長
	2　営繕工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行（建築課の項の一の9及び住宅課の項の一の9の規定により鳥取土木事務所長、倉吉土木事務所長及び米子土木事務所長に委任された事務を除く。）			○					
	3　略								
道路課	一　道路法（昭和27年法律第180号）	1及び2　略							
		3　同法第13条第4項		○					

する事務	の規定による国道の修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施設計についての関係県との協議									に基づく知事の権限に属する事務	の規定による国道の修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施設計についての関係県知事との協議								
	4～11　略										4～11　略								
	12　同法第24条の規定による道路管理者以外の者が行う道路に関する工事の設計及び実施計画の承認 （一）　次に掲げるものに係るもの （1）　道路の法面の埋立て （2）　道路の側溝にする床板の架設 （3）　自動車の出入り又は物件の運搬のための歩道の切下げ又はガードレール若しくは歩車道境界ブロックの撤去（縁石の切込みを含む。） （4）　道路の接続							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長		12　同法第24条の規定による道路管理者以外の者が行う道路に関する工事の設計及び実施計画の承認 （一）　次に掲げるものに係るもの （1）　道路の法面の埋立て （2）　道路の側溝にする床板の架設 （3）　自動車の出入り又は物件の運搬のための歩道の切下げ又はガードレール若しくは歩車道境界ブロックの撤去（縁石の切込みを含む。） （4）　道路の接続（県道に係るものに限る。）							○	土木事務所長
	（二）　（一）以外のものに係るもの			○							（二）　（一）以外のものに係るもの			○					
	13　略										13　略								
	14　同法第32条第１項及び第３項の規定による道路の占用の許可及びその内容の変更の許可							○	土木事務所長 日野総合事務所長		14　同法第32条第１項及び第３項の規定による道路の占用の許可及びその内容の変更の許可							○	土木事務所長
	15　同法第32条第５項の規定による道路の占用の許可についての警察署長との協議							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長		15　同法第32条第５項の規定による道路の占用の許可についての警察署長との協議							○	土木事務所長
	16　同法第34条の規定による道路の占用の許可についての条件の付加及び他の道路占用者等からの意見の聴取							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長		16　同法第34条の規定による道路の占用の許可についての条件の付加及び他の道路占用者等からの意見の聴取							○	土木事務所長
	17　同法第35条の規定による郵便その他国等の行う事業等のための道路の占用についての協議							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長		17　同法第35条の規定による郵便その他国等の行う事業等のための道路の占用についての協議							○	土木事務所長
	18及び19　略										18及び19　略								
	20　同法第38条の規定による道路の占用に関する工事の施行及びその旨の道路占用者に対する通知							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長		20　同法第38条の規定による道路の占用に関する工事の施行及びその旨の道路占用者に対する通知							○	土木事務所長
	21　同法第40条第２項の規定による原状の回復等の指示							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長		21　同法第40条第２項の規定による原状の回復等の指示							○	土木事務所長
	22　同法第43条の２の規定による車両の積載物の落下の予防等の措置の命令							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長		22　同法第43条の２の規定による車両の積載物の落下の予防等の措置の命令							○	土木事務所長
	23～25　略										23～25　略								
	26　同法第44条の２第１項の規定による違法放置物件の除去							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長		26　同法第44条の２第１項の規定による違法放置物件の除去							○	土木事務所長
	27　同法第44条の２第２項の規定による違法放置物件の保管							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長		27　同法第44条の２第２項の規定による違法放置物件の保管							○	土木事務所長
	28　同法第44条の２第３項の規定による違法放置物件の返還のための公示							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長		28　同法第44条の２第３項の規定による違法放置物件の返還のための公示							○	土木事務所長
	29　同法第44条の２第４項の規定による違法放置物件の売却及び売却代金の保管							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長		29　同法第44条の２第４項の規定による違法放置物件の売却及び売却代金の保管							○	土木事務所長

30　同法第44条の２第５項の規定による違法放置物件の廃棄							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
31　同法第46条第１項又は第３項の規定による道路の通行の禁止又は制限							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
32　同法第47条第３項の規定による道路の通行の禁止又は制限							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
33　同法第47条の２第１項の規定による特殊な構造等の車両の通行の許可							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
34　同法第47条の３第１項の規定による車両の通行の中止等の措置の命令							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
35　略								
36　同法第47条の４の規定による道路の通行の禁止又は制限をした場合における道路標識の設置							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
37～45　略								
46　同法第48条の５第２項の規定による道路標識の設置							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
47　同法第48条の６の規定による必要な措置をすることの命令							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
48～50　略								
51　同法第48条の９第４項の規定による自転車専用道路等の通行の制限をした場合における道路標識の設置							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
52　同法第48条の10の規定による自転車専用道路等の通行違反者に対する措置の命令							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
53～58　略								
59　同法第66条第１項の規定による道路に関する調査等のための他人の土地への立入り等の権限の命令及び委任							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
60　同法第66条第２項の規定による土地の占有者への他人の土地への立入り等の通知							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
61　同法第66条第５項の身分を示す証票の交付							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
62　同法第66条第６項の規定による土地の占有者等への他人の土地の一時使用の通知及び意見の聴取							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
63　同法第67条の２第１項の規定による車両の移動							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
64　同法第67条の２第２項の規定による警察署長の意見の聴取							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
65　同法第67条の２第３項の規定による車両の保管							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
66　同法第67条の２第							○	土木事務所長

30　同法第44条の２第５項の規定による違法放置物件の廃棄							○	土木事務所長
31　同法第46条第１項又は第３項の規定による道路の通行の禁止又は制限							○	土木事務所長
32　同法第47条第３項の規定による道路の通行の禁止又は制限							○	土木事務所長
33　同法第47条の２第１項の規定による特殊な構造等の車両の通行の許可							○	土木事務所長
34　同法第47条の３第１項の規定による車両の通行の中止等の措置の命令							○	土木事務所長
35　略								
36　同法第47条の４の規定による道路の通行の禁止又は制限をした場合における道路標識の設置							○	土木事務所長
37～45　略								
46　同法第48条の５第２項の規定による道路標識の設置							○	土木事務所長
47　同法第48条の６の規定による必要な措置をすることの命令							○	土木事務所長
48～50　略								
51　同法第48条の９第４項の規定による自転車専用道路等の通行の制限をした場合における道路標識の設置							○	土木事務所長
52　同法第48条の10の規定による自転車専用道路等の通行違反者に対する措置の命令							○	土木事務所長
53～58　略								
59　同法第66条第１項の規定による道路に関する調査等のための他人の土地への立入り等の権限の命令及び委任							○	土木事務所長
60　同法第66条第２項の規定による土地の占有者への他人の土地への立入り等の通知							○	土木事務所長
61　同法第66条第５項の規定による身分を示す証票の交付							○	土木事務所長
62　同法第66条第６項の規定による土地の占有者等への他人の土地の一時使用の通知及び意見の聴取							○	土木事務所長
63　同法第67条の２第１項の規定による車両の移動							○	土木事務所長
64　同法第67条の２第２項の規定による警察署長の意見の聴取							○	土木事務所長
65　同法第67条の２第３項の規定による車両の保管							○	土木事務所長
66　同法第67条の２第							○	土木事務所長

	４項の規定による車両を返還するために必要な事項の公示								日野総合事務所県土整備局長
	67　同法第67条の２第５項の規定による車両の移動							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	68　同法第68条の規定による非常災害時における土地の一時使用等							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	69～71　略								
	72　同法第71条第１項及び第２項の規定による許可又は承認の取消し、効力の停止等 (一)　12の(一)により承認したものに係るもの							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	(二)　14により許可したものに係るもの							○	土木事務所長 日野総合事務所長
	(三)　(一)及び(二)以外のもの		○						
	73～80　略								
二　車両制限令（昭和36年政令第265号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4　略								
	5　同令第10条の規定による車両の通行方法の決定							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	6及び7　略								
	8　同令第12条の規定による特殊車両の通行の認定							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
三　略									
四　鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第３条の規定による占用料の減免							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
五　電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略								
	3　同法第４条第１項（同法第８条第３項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用許可申請の受理							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	4　同法第４条第２項（同法第８条第３項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用許可申請の勧告							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	5　同法第４条第３項（同法第８条第３項において準用する場合を含む。）の規定による国の電線共同溝の占用に係る協議							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	6　同法第４条第４項（同法第８条第３項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用許可申請の却下							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	7　略								
	8　同法第６条第２項（同法第８条第３項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用予定者の地位の承継の届出の受理							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	9及び10　略								
	11　同法第10条の規定による占用予定者に							○	土木事務所長 日野総合事務

	４項の規定による車両を返還するために必要な事項の公示								
	67　同法第67条の２第５項の規定による車両の移動							○	土木事務所長
	68　同法第68条の規定による非常災害時における土地の一時使用等							○	土木事務所長
	69～71　略								
	72　同法第71条第１項及び第２項の規定による許可又は承認の取消し、効力の停止等 (一)　道路課の項の一の12の(一)又は14により承認又は許可したものに係るもの							○	土木事務所長
	(二)　(一)以外のもの		○						
	73～80　略								
二　車両制限令（昭和36年政令第265号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4　略								
	5　同令第10条の規定による車両の通行方法の決定							○	土木事務所長
	6及び7　略								
	8　同令第12条の規定による特殊車両の通行の認定							○	土木事務所長
三　略									
四　鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年10月鳥取県条例第48号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第３条の規定による占用料の減免							○	土木事務所長
五　電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略								
	3　同法第４条第１項（同法第８条第３項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用許可申請の受理							○	土木事務所長
	4　同法第４条第２項（同法第８条第３項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用許可申請の勧告							○	土木事務所長
	5　同法第４条第３項（同法第８条第３項において準用する場合を含む。）の規定による国の電線共同溝の占用に係る協議							○	土木事務所長
	6　同法第４条第４項（同法第８条第３項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用許可申請の却下							○	土木事務所長
	7　略								
	8　同法第６条第２項（同法第８条第３項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用予定者の地位の承継の届出の受理							○	土木事務所長
	9及び10　略								
	11　同法第10条の規定による占用予定者に							○	土木事務所長

			対する電線共同溝の占用の許可							所長
			12　同法第11条第１項の規定による占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占用の許可						○	土木事務所長 日野総合事務所長
			13　同法第12条第１項の規定による電線共同溝の占用に係る変更の許可						○	土木事務所長 日野総合事務所長
			14　略							
			15　同法第14条第２項の規定による電線共同溝の占用許可に基づく地位の承継の届出の受理						○	土木事務所長 日野総合事務所 県土整備局長
			16　同法第15条第１項の規定による電線共同溝の占用許可に基づく権利の譲渡の承認						○	土木事務所長 日野総合事務所 県土整備局長
			17　同法第16条第２項の規定による必要な措置を講ずべきことの命令						○	土木事務所長 日野総合事務所 県土整備局長
			18　同法第17条第１項の規定による必要な措置を講ずべきことの命令						○	土木事務所長 日野総合事務所 県土整備局長
			19及び20　略							
			21　同法第20条の規定による原状回復についての必要な指示						○	土木事務所長 日野総合事務所 県土整備局長
			22　同法第26条の規定による許可又は承認の取消し等 (一)　11から13までの許可に係るもの (二)　16の承認に係るもの						○ ○	土木事務所長 日野総合事務所 土木事務所長 日野総合事務所 県土整備局長
	六　道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく知事の権限に属する事務		1　同法第78条第２項後段の規定による道路の使用の許可申請書の送付						○	土木事務所長 日野総合事務所 県土整備局長
			2　同法第79条の規定による道路の使用の許可についての所轄警察署長との協議						○	土木事務所長 日野総合事務所 県土整備局長
			3　同法第110条の２第３項の規定による公安委員会が行う交通の規制についての意見の申出						○	土木事務所長 日野総合事務所 県土整備局長
	七　略									
都市計画課	一　都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）		1　同法第５条第３項（同条第６項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画区域の指定についての国土交通大臣への協議	○						
			2及び3　略							
			4　同法第17条第１項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画を決定しようとする旨の公告及び当該都市計画の案の縦覧のうち同法第15条第１項各号に掲げる都市計画に係るもの		○					
			5　同法第18条第１項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定のうち同法第15条第１項各号に掲げる都	○						

			対する電線共同溝の占用の許可						○	土木事務所長
			12　同法第11条第１項の規定による占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占用の許可						○	土木事務所長
			13　同法第12条第１項の規定による電線共同溝の占用に係る変更の許可						○	土木事務所長
			14　略							
			15　同法第14条第２項の規定による電線共同溝の占用許可に基づく地位の承継の届出の受理						○	土木事務所長
			16　同法第15条第１項の規定による電線共同溝の占用許可に基づく権利の譲渡の承認						○	土木事務所長
			17　同法第16条第２項の規定による必要な措置を講ずべきことの命令						○	土木事務所長
			18　同法第17条第１項の規定による必要な措置を講ずべきことの命令						○	土木事務所長
			19及び20　略							
			21　同法第20条の規定による原状回復についての必要な指示						○	土木事務所長
			22　同法第26条の規定による許可又は承認の取消し等						○	土木事務所長
	六　道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく知事の権限に属する事務		1　同法第78条第２項後段の規定による道路の使用の許可申請書の送付						○	土木事務所長
			2　同法第79条の規定による道路の使用の許可についての所轄警察署長との協議						○	土木事務所長
			3　同法第110条の２第３項の規定による公安委員会が行う交通の規制についての意見の申出						○	土木事務所長
	七　略									
都市計画課	一　都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）		1　同法第５条第３項（同条第６項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画区域の指定についての認可の申請		○					
			2及び3　略							
			4　同法第17条第１項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画を決定しようとする旨の公告及び当該都市計画の案の縦覧のうち同法第15条第１項第２号から第５号までに掲げる都市計画に係るもの			○				
			5　同法第18条第１項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定のうち同法第15条第１項第２号から第５		○					

	市計画に係るもの									
	6　同法第18条第３項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定についての国土交通大臣への協議		○							
	7　同法第19条第３項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の都市計画の決定についての同意		○							
	8及び9　略									
	10　同法第24条第６項の規定による都市計画の決定又は変更のため必要な措置を採るべきことの要求		○							
	11　同法第24条第７項の規定による国土計画等の策定又は変更の申出		○							
	12～55　略									
一の二　略										
二　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1～18　略									
	19　略									
	20　略									
	21　略									
	22　略									
	23　略									
	24　略									
	25　略									
	26　略									
	27　略									
	28　略									
	29　略									
三及び四　略										
四の二　屋外広告物法（昭和24年法律第189号	1　同法第７条第２項の規定による広告物等の除却等の措置							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長	

	号までに掲げる都市計画に係るもの									
	6　同法第18条第３項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定についての認可の申請		○							
	7　同法第19条（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の都市計画の決定についての承認			○						
	8及び9　略									
	10　同法第24条第５項の規定による都市計画の決定又は変更のため必要な措置を採るべきことの要求		○							
	11　同法第24条第６項の規定による国土計画等の策定又は変更の申出		○							
	12～55　略									
一の二　略										
二　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1～18　略									
	19　同法第56条第１項後段の規定による市町村が施行する土地区画整理事業に係る事業計画において定める設計の概要の認可		○							
	20　同法第69条第３項の規定による事業計画に係る意見書の都市計画地方審議会への付議		○							
	21　同法第69条第４項の規定による市町村が施行する土地区画整理事業に係る施行規程及び事業計画の修正の命令		○							
	22　同法第69条第４項の規定による市町村が施行する土地区画整理事業に係る施行規程及び事業計画についての意見を採択しない旨の通知			○						
	23　同法第69条第12項の規定による市町村が施行する土地区画整理事業に係る事業計画において定めた設計の概要の変更の認可		○							
	24　略									
	24の２　略									
	25　略									
	26　略									
	27　略									
	28　略									
	29　略									
	30　略									
	31　略									
	32　略									
	33　略									
三及び四　略										
四の二　屋外広告物法（昭和24年法律第189号	1　同法第７条第２項の規定による広告物等の除却等の措置							○	土木事務所長	

）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	2　同法第７条第３項及び第４項の規定によるはり紙等の除却							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
五　鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同条例第７条の３第２項の規定による広告物等の除却の届出の受理							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	2　同条例第８条の規定による広告物等の除却、改修、移転その他の措置の命令							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	3　同条例第９条の２の規定による許可の取消し							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	4　同条例第９条の３第１項の規定による必要な報告及び資料の提出の要求並びに立入検査							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
六　駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく知事の権限に属する事務（町村の区域に係るものに限る。）	1～6　略								
七　国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
	2　同法第８条第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定による市町村計画についての助言又は勧告		○						
	3　同法第９条第10項（同条第14項において準用する場合を含む。）の規定による土地利用基本計画の国土交通大臣への協議		○						
	4～29　略								
八～十一　略									
十二　下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
	2　同法第２条の２第５項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定による流域別下水道整備総合計画の決定に係る関係県及び関係市町村の意見の聴取並びに国土交通大臣への協議		○						
	3～21　略								
十三　過疎地域自立促進特別措置法第15条の規定により知事の権限に属するものとされた下水道法に基づく事務	1～10　略								
十四　略									
河川砂防課　一　河川法に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略								
	3　略								
	4　略								
	5　略								

）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	2　同法第７条第３項及び第４項の規定によるはり紙等の除却							○	土木事務所長
五　鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同条例第７条の３第２項の規定による広告物等の除却の届出の受理							○	土木事務所長
	2　同条例第８条の規定による広告物等の除却、改修、移転その他の措置の命令							○	土木事務所長
	3　同条例第９条の２の規定による許可の取消し							○	土木事務所長
	4　同条例第９条の３第１項の規定による必要な報告及び資料の提出の要求並びに立入検査							○	土木事務所長
六　駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく知事の権限に属する事務（町村の区域に係るものに限る。）	1～6　略								
	7　第19条第２項の規定による弁明のための証拠の提出の機会の供与							○	土木事務所長
七　国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
	2　同法第８条第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定による土地利用基本計画についての助言又は勧告		○						
	3　同法第９条第10項（同条第14項において準用する場合を含む。）の規定による土地利用基本計画の同意申請		○						
	4～29　略								
	30　同法附則第２条第１項の規定による遊休土地である旨の通知		○						
八～十一　略									
十二　下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
	2　同法第２条の２第５項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定による流域別下水道整備総合計画の決定に係る関係県及び関係市町村の意見の聴取並びに大臣との協議		○						
	3～21　略								
十三　過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条の規定により知事の権限に属するものとされた下水道法に基づく事務	1～10　略								
十四　略									
河川課　一　河川法に基づく知事の権限に属する事務（砂防利水課の所掌事務に係るものを除く。）	1及び2　略								
	2の2　略								
	2の3　略								
	3　略								

6　略								
7　同法第12条第１項の規定による河川の台帳の調製及び保管							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
8　略								
9　略								
10　同法第16条第１項の規定による河川整備基本方針（二級河川に係るもの）の作成	○							
11　同法第16条第５項の規定による河川整備基本方針の公表			○					
12　同法第16条の２第１項の規定による河川整備計画の作成 （一）　一級河川の指定区間に係るもの （二）　二級河川に係るもの	○ ○							
13　同法第16条の２第３項の規定による学識経験者の意見の聴取		○						
14　同法第16条の２第４項の規定による公聴会の開催等の措置		○						
15　同法第16条の２第５項の規定による関係市町村長の意見の聴取		○						
16　略								
17　略								
18　略								
19　略								
20　同法第20条の規定による河川管理者以外の者の施行する工事及び河川の維持の承認 （一）　工事費が5,000万円以上の工事に係るもの （二）　（一）以外のもの			○ ○					土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
21　同法第22条第２項の規定による洪水時等における緊急措置への業務従事命令							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
22　略								
23　同法第23条の規定による流水の占用の許可 （一）　ダム（基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満のものを除く。以下河川砂防課の項の一において同じ。）に係るもの （二）　（一）以外で取水量が１秒につき最大0.1立方メートル未満で一時的な占用に係るもの （三）　（一）及び（二）以外のもののうち特定水利使用に係るもの （四）　（一）、（二）及び（三）以外のもの		○ ○	○				○	土木事務所長 日野総合事務所長
24　同法第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可 （一）　ダムに係るもの （二）　（一）以外で次に掲げるものに係るもの （１）　仮設の工事		○					○	土木事務所長 日野総合事務所長

3の2　略								
4　同法第12条第１項の規定による河川の台帳の調製及び保管							○	土木事務所長
5　略								
6　略								
7　略								
8　略								
9　略								
10　略								
11　同法第20条の規定による河川管理者以外の者の施行する工事及び河川の維持の承認 （一）　工事費が5,000万円以上の工事に係るもの （二）　（一）以外のもの			○ ○				○	土木事務所長
12　同法第22条第２項の規定による洪水時等における緊急措置への業務従事命令							○	土木事務所長
13　略								
14　同法第23条の規定による流水の占用の許可 （一）　取水量が１秒につき最大0.1立方メートル未満で一時的な占用に係るもの （二）　（一）以外のもののうち特定水利使用に係るもの （三）　（一）及び（二）以外のもの			○ ○				○	土木事務所長
15　同法第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可 （一）　次に掲げるものに係るもの （１）　仮設の工事							○	土木事務所長

			用施設 （２） 採草地、放牧地その他これらに類するもの （３） 河川区域内の土地において採取する土石等の搬出路 （４） 河川付近地の土地から堤防等へ通ずる通路で工作物の設置を伴わないもの（通路幅３メートルを超えるものを除く。） （５） 配水管（管の内径が15センチメートルを超えるもののうち堤内地盤高が計画高水位より高い区間（以下河川砂防課の項の一において「堀込河道区間」という。）外に設置するもの又は縦断占用に係るものを除く。） （６） 水管、下水道管、ガス管その他の管類（橋りょうに添架されるもの又は堀込河道区間内において橋りょう形式で橋脚を設けずに設置されるものに限る。） （７） 上空の占用に係るもの （８） 法令に基づき設置するもの （９） 橋りょう（堀込河道区間内において橋脚を設けずに設置されるものに限る。） （10） （１）から（９）までに掲げるもののほか、一時的な占用又は許可期間満了後の継続占用（流水の占用を伴うものを除く。）に係るもの （二） （一）及び（二）以外のもの		○																		
20 同法第25条の規定による土石等の採取の許可						○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長														
26 同法第26条第１項及び第４項の規定による河川区域内の土地における工作物の新築、改築等の許可 （一） ダムに係るもの （二） （一）以外で24の（二）の（１）から（３）まで、（５）、（６）及び（８）から（10）までに掲げるものに係るもの		○				○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長														
（三） （一）及び（二）以外のもの			○																		
27 略																					
28 同法第27条第１項の規定による土地の掘削等の許可又は竹木の栽植若しくは伐採の許可 （一） ダムに係るもの （二） （一）以外のもの		○				○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長														
29 略																					
30 同法第30条第１項の規定による工作物の新築又は改築の工																					

			用施設 （２） 採草地、放牧地その他これらに類するもの （３） 河川区域内の土地において採取する土石等の搬出路 （４） 河川付近地の土地から堤防等へ通ずる通路で工作物の設置を伴わないもの（通路幅３メートルを超えるものを除く。） （５） 配水管（管の内径が15センチメートルを超えるもののうち堤内地盤高が計画高水位より高い区間（以下河川課の項の一において「堀込河道区間」という。）外に設置するもの又は縦断占用に係るものを除く。） （６） 水管、下水道管、ガス管その他の管類（橋りょうに添架されるもの又は堀込河道区間内において橋りょう形式で橋脚を設けずに設置されるものに限る。） （７） 上空の占用に係るもの （８） 法令に基づき設置するもの （９） 橋りょう（堀込河道区間内において橋脚を設けずに設置されるものに限る。） （10） （１）から（９）までに掲げるもののほか、一時的な占用又は許可期間満了後の継続占用（流水の占用を伴うものを除く。）に係るもの （二） （一）以外のもの			○																
16 同法第25条の規定による土石等の採取の許可							○	土木事務所長													
17 同法第26条第１項及び第４項の規定による河川区域内の土地における工作物の新築、改築等の許可 （一） 河川課の項の一の15の（一）の（１）から（３）まで、（５）、（６）及び（８）から（10）までに掲げるものに係るもの							○	土木事務所長													
（二） （一）以外のもの			○																		
17の２ 略																					
18 同法第27条第１項の規定による土地の掘削等の許可又は竹木の栽植若しくは伐採の許可							○	土木事務所長													
19 略																					
20 同法第30条第１項の規定による工作物の新築又は改築の工																					

事の完成検査 (一)　ダムに係るもの (二)　(一)以外で河川法施行令（昭和40年政令第14号）第17条第２号及び第３号に掲げる工作物（以下河川砂防課の項の一の31及び32において「工作物」という。）の新築又は改築の工事に係るもの (三)　(一)及び(二)以外のもの	○ ○					○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長	
31　同法第30条第２項の規定による工作物の一部の使用の承認 (一)　ダムに係るもの (二)　(一)以外で工作物の一部の使用に係るもの (三)　(一)及び(二)以外のもの	○ ○					○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長	
32　同法第31条第２項の規定による工作物の除却等の命令 (一)　ダムに係るもの (二)　(一)以外で26の(二)により許可したものに係るもの (三)　(一)及び(二)以外のもの	○ ○					○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長	
33　同法第32条第１項の規定による流水占用料等の徴収						○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長	
34　同法第34条第１項の規定による流水の占用の許可等の権利の譲渡の承認 (一)　ダムに係るもの (二)　(一)以外で流水の占用の許可に係るもののうち特定水利使用に係るもの (三)　流水の占用の許可に係るもののうち(一)及び(二)以外のもの (四)　(一)から(三)まで以外のもの	○ ○ ○					○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長	
35　略								
36　同法第36条第２項の規定による二級河川に係る水利使用に関する許可についての関係市町村長の意見の聴取 (一)　ダムに係るもの (二)　(一)以外のもの	○ ○							
37　略								
38　略								
39　略								
40　略								
41　略								
42　略								
43　略								
44　略								
45　略								
46　略								
47　略								
48　略								

事の完成検査 (一)　河川法施行令（昭和40年政令第14号）第17条第２号及び第３号に掲げる工作物（以下河川課の項の一の21及び22において「工作物」という。）の新築又は改築の工事に係るもの (二)　(一)以外のもの	○					○	土木事務所長	
21　同法第30条第２項の規定による工作物の一部の使用の承認 (一)　工作物の一部の使用に係るもの (二)　(一)以外のもの	○					○	土木事務所長	
22　同法第31条第２項の規定による工作物の除却等の命令 (一)　河川課の項の一の17の(一)により許可したものに係るもの (二)　(一)以外のもの		○				○	土木事務所長	
23　同法第32条第１項の規定による流水占用料等の徴収						○	土木事務所長	
24　同法第34条第１項の規定による流水の占用の許可等の権利の譲渡の承認 (一)　流水の占用の許可に係るもののうち特定水利使用に係るもの (二)　流水の占用の許可に係るもののうち(一)以外のもの (三)　(一)及び(二)以外のもの	○ ○					○	土木事務所長	
25　略								
26　同法第36条第２項の規定による二級河川に係る水利使用に関する許可についての関係市町村長の意見の聴取		○						
27　略								
28　略								
29　略								
30　略								
31　略								
32　略								
33　略								
34　略								
35　略								
36　略								
37　略								
37の２　略								

	49 略								
	50 略								
	51 略								
	52 略								
	53 略								
	54 略								
	55 略								
	56 略								
	57 略								
	58 略								
	59 略								
	60 略								
	61 同法第74条第5項の規定による延滞金の徴収							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	62 同法第75条の規定による許可又は承認の取消し、変更等 (一) 20の(二)、25又は26の(二)により承認又は許可したものに係るもの							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	(二) 23の(二)又は24の(二)により許可したものに係るもの							○	土木事務所長 日野総合事務所長
	(三) (一)及び(二)以外のもの		○						
	63 略								
	64 同法第78条第1項の規定による許可を受けた者等からの報告の徴収又は許可に係る工事その他の行為に係る場所等への立入検査							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	65 同法第89条第1項の規定による河川の調査等のための土地の立入り又は土地の一時使用							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	66 同法第89条第2項の規定による土地の立入りについての土地の占有者に対する通知							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	67 同法第89条第6項の規定による土地の一時使用についての土地の占有者等からの意見の聴取							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	68 略								
	69 略								
二 略									
二の二 鳥取県流水占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第31号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による流水占用料等の減免							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
三 河川法施行細則（昭和40年鳥取県規則第40号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の規定による工事等の完了の検査							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
四 河川管理事務処理規程（昭和40年建設省訓	1 同規程第4条の規定による指定区間内の一級河川に係る水利使用に関する処分		○						

	37の3 略								
	38 略								
	39 略								
	40 略								
	40の2 略								
	40の3 略								
	40の4 略								
	40の5 略								
	40の6 略								
	41 略								
	42 略								
	43 略								
	44 同法第74条第5項の規定による延滞金の徴収							○	土木事務所長
	45 同法第75条の規定による許可又は承認の取消し、変更等 (一) 河川課の項の一の11の(二)、13、14の(一)、15の(一)、16又は17の(一)により承認又は許可したものに係るもの							○	土木事務所長
	(二) (一)以外のもの		○						
	46 略								
	47 同法第78条第1項の規定による許可を受けた者等からの報告の徴収又は許可に係る工事その他の行為に係る場所等への立入検査							○	土木事務所長
	48 同法第89条第1項の規定による河川の調査等のための土地の立入り又は土地の一時使用							○	土木事務所長
	49 同法第89条第2項の規定による土地の立入りについての土地の占有者に対する通知							○	土木事務所長
	50 同法第89条第6項の規定による土地の一時使用についての土地の占有者等からの意見の聴取							○	土木事務所長
	51 略								
	52 略								
二 略									
二の二 鳥取県流水占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第31号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による流水占用料等の減免							○	土木事務所長
三 河川法施行細則（昭和40年鳥取県規則第40号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同細則第6条の規定による工事等の完了の検査							○	土木事務所長
四 河川管理事務処理規程（昭和40年建設省訓	1 同規程第4条の規定による指定区間内の一級河川に係る水利使用に関する処分			○					

令第１号）に基づく知事の権限に属する事務	についての地方整備局長への報告								
	2　同規程第６条の規定による国土交通大臣が行う河川の管理に影響を及ぼす処分等についての地方整備局長との協議 (一)　ダム、水門、閘門、橋その他の工作物の河川法第26条の許可並びに同法第75条の規定による処分に係るもの	○							
	(二)　(一)以外のもの		○						
	3　同規程第７条の規定による河川台帳の記載事項に関係する管理に係る事項についての地方整備局長への報告		○						
五　河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則（昭和40年建設省令第20号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第２条の規定による附帯工事の施行についての通知						○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長	
	2　同令第４条第１項の規定による附帯工事計画の決定	○							
	3　同令第４条第１項の規定による附帯工事計画の通知						○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長	
	4　同令第５条第２項の規定による附帯工事に係る県の負担金の額の決定 (一)　次に掲げる工作物の管理者の申請に係るもの (１)　電線、ケーブルその他これらに類するもの (２)　水管、下水道管、ガス管その他の管類						○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長	
	(二)　(一)以外のもの	○							
	5　同令第６条の規定による附帯工事の施行又は負担金の使用についての指示、検査及び報告の要求 (一)　4により負担金の額を決定したものに係るもの						○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長	
	(二)　(一)以外のもの	○							
	6　同令第８条の規定による附帯工事に係る工作物の引継ぎ						○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長	
	7　同令第９条第２項の規定による附帯工事の調査及び負担金の額の決定 (一)　4により負担金の額を決定したものに係るもの						○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長	
	(二)　(一)以外のもの	○							
	8　同令第10条の規定による負担金の還付等の命令 (一)　4により負担金の額を決定したものに係るもの						○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長	
	(二)　(一)以外のもの		○						

令第１号）に基づく知事の権限に属する事務	についての建設大臣への報告								
	2　同規程第６条の規定による建設大臣が行う河川の管理に影響を及ぼす処分等についての地方建設局長との協議 (一)　ダム、水門、閘門、橋その他の工作物の河川法第26条の許可並びに同法第75条の規定による処分に係るもの	○							
	(二)　(一)以外のもの		○						
	3　同規程第７条の規定による河川台帳の記載事項に関係する管理に係る事項についての地方建設局長への報告		○						
五　河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則（昭和40年建設省令第20号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第３条の規定による附帯工事の施行についての通知						○	土木事務所長	
	2　同規則第４条第１項の規定による附帯工事計画の決定		○						
	3　同規則第４条第１項の規定による附帯工事計画の通知						○	土木事務所長	
	4　同規則第５条第３項の規定による附帯工事に係る県の負担金の額の決定 (一)　次に掲げる工作物の管理者の申請に係るもの (１)　電線、ケーブルその他これらに類するもの (２)　水管、下水道管、ガス管その他の管類						○	土木事務所長	
	(二)　(一)以外のもの		○						
	5　同規則第６条の規定による附帯工事の施行又は負担金の使用についての指示、検査及び報告の要求 (一)　河川課の項の五の４により負担金の額を決定したものに係るもの						○	土木事務所長	
	(二)　(一)以外のもの		○						
	6　同規則第８条の規定による附帯工事に係る工作物の引継ぎ						○	土木事務所長	
	7　同規則第９条第２項の規定による附帯工事の調査及び負担金の額の決定 (一)　河川課の項の五の４により負担金の額を決定したものに係るもの						○	土木事務所長	
	(二)　(一)以外のもの		○						
	8　同規則第10条の規定による負担金の還付等の命令 (一)　河川課の項の五の４により負担金の額を決定したものに係るもの						○	土木事務所長	
	(二)　(一)以外のもの			○					
六　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和25年政令第	1　同令第５条の規定による市町村長からの災害の報告についての主務大臣への報告		○						

六　海岸法に基づく知事の権限に属する事務（耕地課、漁港課及び空港港湾課の所掌事務に係るものを除く。）	1～20　略										
	21　同法第10条第２項（同法第37条の８において準用する場合を含む。）の規定による国等の行う海岸保全区域の占用等の協議 （一）　17の（一）又は18に係るもの								○	土木事務所長
	（二）　（一）以外のもの		○								
	22　略										
	23　同法第12条（同法第37条の８において準用する場合を含む。）の規定による法令等の違反の場合における許可の取消し等 （一）　17の（一）又は18により許可したものに係るもの								○	土木事務所長
	（二）　（一）以外のもの		○								
	24及び25　略										
	26　同法第13条の規定による海岸保全施設に関する工事の設計等の承認又は協議 （一）　工事費が5,000万円未満の								○	土木事務所長 日野総合事務

107号）に基づく知事の権限に属する事務	2　同令第６条第１項の規定による災害復旧事業の事業費の決定についての主務大臣への申請		○							
	3　同令第６条第２項の規定による災害復旧事業の設計単価及び歩掛の承認の申請		○							
	4　同令第６条第３項の規定による市町村の災害復旧事業の事業費の決定についての主務大臣への申請の受理及び当該申請に係る書類の主務大臣への送付		○							
	5　同令第７条第２項の規定による災害復旧事業の事業費の決定の基礎となった設計の変更についての主務大臣への承認の申請		○							
	6　同令第７条第３項の規定による災害復旧事業の廃止についての主務大臣への報告		○							
	7　同令第８条の規定による市町村災害復旧事業に関し市町村に指示等をしたときの主務大臣への報告		○							
	8　同令第11条の規定による災害復旧事業の成功の認定の主務大臣への申請		○							
	9　同令第12条の規定による災害復旧事業費の国の負担金の率の算定等及びこれらの事務を行った旨の主務大臣への報告		○							
七　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（昭和26年建設省令第10号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第４条第３項の規定による市町村の災害復旧事業に係る事業費の決定についての市町村長への通知			○						
	2　同規則第５条の規定による災害復旧事業費に対する国の負担率の算定についての市町村長への通知			○						
八　海岸法に基づく知事の権限に属する事務（耕地課、漁港課及び港湾課の所掌事務に係るものを除く。）	1～20　略									
	21　同法第10条第２項（法第37条の８において準用する場合を含む。）の規定による国等の行う海岸保全区域の占用等の協議 （一）　河川課の項の八の17の（一）又は18に係るもの								○	土木事務所長
	（二）　（一）以外のもの		○							
	22　略									
	23　同法第12条（法第37条の８において準用する場合を含む。）の規定による法令等の違反の場合における許可の取消し等 （一）　河川課の項の八の17の（一）又は18により許可したものに係るもの								○	土木事務所長
	（二）　（一）以外のもの		○							
	24及び25　略									
	26　同法第13条の規定による海岸保全施設に関する工事の設計等の承認又は協議 （一）　工事費が5,000万円未満の								○	土木事務所長

	工事に係るもの (二)　(一)以外のもの		○							所県土整備局長
	27～31　略									
	32　同法第21条第１項又は第２項の規定による法令違反等の場合における海岸保全施設の改良、補修等の命令 (一)　26の(一)により許可したものに係るもの (二)　(一)以外のもの			○					○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	33～43　略									
七　略										
八　鳥取県海岸法施行細則に基づく知事の権限に属する事務（耕地課、漁港課及び空港港湾課の所掌事務に係るものを除く。）	1及び2　略									
九　水防法（昭和24年法律第193号）に基づく知事の権限に属する事務	1～6　略									
	7　同法第22条の規定による避難のための立退きの指示								○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	8～13　略									
十　砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4　略									
	5　同法第16条の規定による砂利の採取計画の認可								○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	6　同法第20条第１項の規定による砂利の採取計画の変更の認可								○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	7　同法第20条第２項の規定による砂利の採取計画の軽微な変更の届出の受理								○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	8　同法第20条第３項の規定による砂利の採取計画の認可を受けた者の氏名等の変更の届出の受理								○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	9　同法第22条の規定による認可採取計画の変更の命令								○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	10　同法第23条の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令								○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	11　同法第24条の規定による砂利の採取の廃止の届出の受理								○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	12　略									
	13　同法第33条の規定による業務に関する報告の徴収（砂利の採取計画に係るものに限る。）								○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	14　同法第34条第２項又は第３項の規定による砂利採取業者の事務所等への立入検査等の実施								○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	15　略									
	16　同法第36条第３項の規定による関係市町村長への通報 (一)　申請があった工事に係るもの (二)　(一)以外のもの		○						○	土木事務所長
	27～31　略									
	32　同法第21条第１項又は第２項の規定による法令違反等の場合における海岸保全施設の改良、補修等の命令 (一)　河川課の項の八の26の(　)により許可したものに係るもの (二)　(一)以外のもの			○					○	土木事務所長
	33～43　略									
八の二　略										
九　鳥取県海岸法施行細則に基づく知事の権限に属する事務（耕地課、漁港課及び港湾課の所掌事務に係るものを除く。）	1及び2　略									
十　水防法（昭和24年法律第193号）に基づく知事の権限に属する事務	1～6　略									
	7　同法第22条の規定による避難のための立退きの指示								○	土木事務所長
	8～13　略									
十一　砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4　略									
	5　同法第16条の規定による砂利の採取計画の認可								○	土木事務所長
	6　同法第20条第１項の規定による砂利の採取計画の変更の認可								○	土木事務所長
	7　同法第20条第２項の規定による砂利の採取計画の軽微な変更の届出の受理								○	土木事務所長
	8　同法第20条第３項の規定による砂利の採取計画の認可を受けた者の氏名等の変更の届出の受理								○	土木事務所長
	9　同法第22条の規定による認可採取計画の変更の命令								○	土木事務所長
	10　同法第23条の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令								○	土木事務所長
	11　同法第24条の規定による砂利の採取の廃止の届出の受理								○	土木事務所長
	12　略									
	13　同法第33条の規定による義務に関する報告の徴収（砂利の採取計画に係るものに限る。）								○	土木事務所長
	14　同法第34条第２項又は第３項の規定による砂利採取業者の事務所等への立入検査等の実施								○	土木事務所長
	15　略									
	16　同法第36条第３項の規定による関係市町村長への通報 (一)　申請があった								○	土木事務所長

	ときに係るもの及び5又は6により処分したときに係るもの (二)　(一)以外のもの		○						日野総合事務所県土整備局長
	17　同法第37条第2項の規定による市町村長から要請があった場合の認可採取計画の変更の命令等の措置							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
十一　採石法(昭和25年法律第291号)に基づく知事の権限に属する事務	1～4　略								
	5　同法第33条の規定による岩石の採取計画の認可 (一)　砕石以外の用に供する岩石の採取計画で採取区域が10,000平方メートル未満のものに係るもの (二)　(一)以外のもの	○						○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	6　同法第33条の5第1項の規定による岩石の採取計画の変更の認可 (一)　5の(一)により認可したものに係るもの (二)　(一)以外のもの	○						○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	7　同法第33条の5第2項の規定による岩石の採取計画の変更の届出の受理							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	8　同法第33条の5第4項の規定による氏名等の変更の届出の受理							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	9　同法第33条の6の規定による市町村長の意見の聴取							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	10　同法第33条の6の規定による市町村長への通報 (一)　5の(一)又は6の(一)により処分したときに係るもの (二)　(一)以外のもの	○						○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	11　同法第33条の9の規定による認可採取計画の変更の命令 (一)　5の(一)又は6の(一)により認可したものに係るもの (二)　(一)以外のもの	○						○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	12　同法第33条の10の規定による岩石の採取の休止又は廃止の届出の受理							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	13　略								
	14　同法第33条の13の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	15　同法第33条の14第2項の規定による市町村長から要請があった場合の認可採取計画の変更の命令等の措置							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	16　同法第33条の17の規定による岩石の採取を廃止した者に対する災害を防止するために必要な設備をすることの命令							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長

	ときに係るもの及び河川課の項の十の5又は6により処分したときに係るもの (二)　(一)以外のもの		○						
	17　同法第37条第2項の規定による市町村長から要請があった場合の認可採取計画の変更の命令等の措置							○	土木事務所長
十二　採石法(昭和25年法律第291号)に基づく知事の権限に属する事務	1～4　略								
	5　同法第33条の規定による岩石の採取計画の認可 (一)　砕石以外の用に供する岩石の採取計画で採取区域が10,000平方メートル未満のものに係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	土木事務所長
	6　同法第33条の5第1項の規定による岩石の採取計画の変更の認可 (一)　河川課の項の十二の5の(一)により認可したものに係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	土木事務所長
	7　同法第33条の5第2項の規定による岩石の採取計画の変更の届出の受理							○	土木事務所長
	8　同法第33条の5第4項の規定による氏名等の変更の届出の受理							○	土木事務所長
	9　同法第33条の6の規定による市町村長の意見の聴取							○	土木事務所長
	10　同法第33条の6の規定による市町村長への通報 (一)　河川課の項の十二の5の(一)又は6の(一)により処分したときに係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	土木事務所長
	11　同法第33条の9の規定による認可採取計画の変更の命令 (一)　河川課の項の十二の5の(一)又は6の(一)により認可したものに係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	土木事務所長
	12　同法第33条の10の規定による岩石の採取の休止又は廃止の届出の受理							○	土木事務所長
	13　略								
	14　同法第33条の13の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令							○	土木事務所長
	15　同法第33条の14第2項の規定による市町村長から要請があった場合の認可採取計画の変更の命令等の措置							○	土木事務所長
	16　同法第33条の17の規定による岩石の採取を廃止した者に対する災害を防止するために必要な設備をすることの命令							○	土木事務所長

	17　同法第42条第１項の規定による業務の状況に関する報告の聴取及び岩石採取場等への立入検査							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
十二　略									
十三　略									
十四　略									
十五　砂防法（明治30年法律第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第２条に規定する砂防設備を要する土地等の指定についての主務大臣への申請		○						
	2　同法第８条の規定による他の工事等により生じた砂防工事の原因者に対する施行等の命令		○						
	3　同法第16条の規定による他の工事等により生じた砂防工事に要する費用の負担の決定		○						
	4　同法第22条の規定による砂防工事のための土石等の供給の命令		○						
	5　同法第22条ただし書の規定による土石等の供給についての金額に関する協議が不調等の場合における供託			○					
	6　同法第23条の規定による砂防のための土地の立入り又は使用若しくは土地に存する障害物の除却			○					
	7　同法第27条ただし書の規定による砂防設備により生ずる収入の下付		○						
	8　同法第28条の規定による公用を廃止した砂防設備の下付		○						
	9　同法第29条の規定による制限行為等の許可の取消し等 （一）　河川砂防課の項の十七の１の（一）又は２の（一）に係るもの		○						
	（二）　河川砂防課の項の十七の１の（二）又は２の（二）に係るもの							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	10　同法第30条の規定による違反事業の更正等の命令							○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長
	11　同法第36条の規定による法令等による命令の義務の履行の命令		○						
十六　砂防法施行規程（明治30年勅令第382号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規程第６条の規定による供給すべき物件の種類等の所有者等への通知			○					
	2　同規程第７条の規定による土地を使用し、又は土地に存する障害物を除却する旨の所有者等への通知			○					
	3　同規程第８条の規定による砂防工事を施行する旨の土地の所有者等への通知			○					
十七　鳥取県砂防指定地等管理規則（平成元年鳥取県規則第29号）に基づく知事	1　同規則第４条第１項の規定による制限行為の許可 （一）　発電に係るもの		○						
	（二）　（一）以外のもの							○	土木事務所長 日野総合事務

	17　同法第42条第１項の規定による業務の状況に関する報告の聴取及び岩石採取場等への立入検査						○	土木事務所長
十三　略								
十四　略								
十五　略								